

「シックハウス問題～改正基準法前後」

川辺 陽子

1. はじめに

住宅の建築材料等から発散する化学物質により生じるとされる目や喉の刺激などの様々な健康被害を「シックハウス症候群」、そのような症状を与える住宅を「シックハウス」とよぶ。シックハウス問題は、平成6年夏頃からまたたく間に社会問題化し、マスコミやインターネット上でも取り上げられるようになった。

行政による対応で最も記憶に新しいのは、国土交通省より平成15年7月1日に施行されたシックハウス対策のための規制導入改正基準法（以後「改正基準法」）であろう。これは、シックハウスの原因となる化学物質の室内濃度が厚生労働省指針値を超過しないよう、建築物に使用する建材や換気設備を規制する法律である（図1）。

改正基準法前の行政の対応としては、厚生労働省による室内濃度指針値策定や、国土交通省による性能表示制度が挙げられる。

厚生労働省の室内濃度指針値¹⁾は、海外で指針値が提示されているものや、実態調査の結果室内濃度が高くかつそれが室内の発生源によると考えられるもの、パブリックコメントで特に要望があったものなどが対象物質として選ばれ、現時点で入手可能な毒性に係わる科学的知見か

ら、ヒトがその濃度の空気を一生涯にわたって摂取しても、健康への有害な影響は受けないであろうという判断により数値が設定されている。平成9年のホルムアルデヒドを皮切りに、現在までに13物質の指針値とTVOCの暫定目標値が発表されている（表1）。

国土交通省の性能表示制度は、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づくものである。住宅取得者に信頼性の高い情報を与えるために、構造の安定、火災時の安全、高齢者への配慮など、住宅の性能について第三者が評価を行う仕組みで、平成12年にスタートした（図2）。うち、室内空気環境に関わるものとしては、居室の内装仕上げ材や下地材に用いる建築材料をホルムアルデヒド発散量により評価する「ホルムアルデヒド対策」、室内空気中の汚染物質などを屋外に除去するための「換気対策」などがある。改正基準法の施行に併せて平成15年に内容が改正されたが、それまでは建物を建築する際に最も用いられていた指標であった。

ここで注意が必要なのが、厚生労働省指針値と、改正基準法前の性能表示制度の内容は必ずしも一致していなかったということである。当時の住宅性能表示制度では、ホルムアルデヒドの室内濃度を厚生労働省指針値以下にすることを目標にはしていたが、定められた対策は、最高等級の仕様においても厚生労働省指針値を遵守できる根拠を有するものではなかった。これらが結び付けられたのは改正基準法が初めてなのである。